

平成27年度特定個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画

I 基本的な考え方

特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、本行動計画を策定する。

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

また、レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

以上を踏まえ、委員会において上記閣議決定等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、平成27年度のレビューを実施する。

II レビューの取組体制

レビューは、次の構成員によって構成する特定個人情報保護委員会行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）が実施する。

統括責任者：事務局長

副統括責任者：総務課長

メンバー：企画官、調査官

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。チームは、①行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導、②外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取、③外部有識者による公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取、④①から③までを踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果の取りまとめ、⑤事業の改善状況の点検、⑥概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ、を行う。

チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、総務課長は、事業実施担当、外部有識者等と調整を行い、レビューシートを厳格に点検するものとする。

Ⅲ レビューの実施方法及びスケジュール

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（1）事業単位の整理

チームは、4月下旬を目途に、前年度に委員会において計上した事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。

（2）レビューシートの作成及び中間公表

① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の示す様式に従ってレビューシートを作成する。

② レビューシートの作成に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

ア：成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、次によることとする。

- ・ 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とする。
- ・ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施との具体的な関連性（実施から成果の発現に至る過程）、成果実績の把握可能性についても十分考慮する。
- ・ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示す。

イ：事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、次によることとする。

- ・ 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載する。
- ・ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標をレビューシート上に設定する。

ウ：活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示す。

エ：「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業

について、その事業名、所管府省、所管部局名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。

オ：予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費用・使途については、十分な把握を行うとともに、最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。

- ③ レビューシートの作成に当たっては、特定個人情報保護委員会事務局総務課は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシート（「事業所管部局による点検・改善欄」まで）に記載する。
- ④ 作成されたレビューシートは、7月上旬までに委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

（3）新規開始事業及び新規要求事業の取扱い

当該年度から開始された事業（以下「新規開始事業」という。）及び次年度概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの記入可能な事項を記入するものとする。新規開始事業のレビューシートについては、7月上旬までにホームページにおいて公表するものとする。

2 外部有識者及びチームによる事業の点検

（1）外部有識者による点検

チームは、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業について、別途指名する外部有識者に対して7月を目途に点検を求める。

（2）チームによる点検

チームは8月を目途に、レビュー対象事業、新規開始事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。

IV 概算要求等への反映

委員会は、チームの所見を次年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に記述するものとする。

V 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の概

算要求への反映状況については、事務局が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

- ① レビュー対象事業及び新規開始事業のレビューシート：次年度予算概算要求の提出期限
- ② チームの所見の概算要求への反映状況：次年度予算概算要求の提出期限の1週間後
- ③ 新規要求事業のレビューシート：次年度予算概算要求の提出期限の2週間後

VI その他

1 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

2 政策評価との連携

- ① 事業の点検においては、当該事業の内容や執行状況のみならず、政策・施策の意義や事業の位置付けを見極めるなど、上位の政策・施策に遡って点検を行うものとする。
- ② その際、全府省にわたる政策・施策と事業との対応を明確にした上で政策・施策の評価を行う「目標管理型の政策評価」が行われていることを踏まえ、このような政策評価のデータ等を有効に活用するものとする。
- ③ 政策評価の取組との連携を図るため、合同のチームによるレビューと政策評価の一定的な推進、レビューの外部有識者会合と政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催を推進するものとする。

3 若手職員の研修

予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手の研修を充実させるものとする。

4 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。